定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

茨城県稲敷市中山字大久保一三〇七番地

筑波工業株式会社

代表取締役　島田　昌利

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

東京都中央区新川一丁目二五番四号

日本酒類販売株式会社

代表取締役　倉本　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

神奈川県川崎市川崎区小島町四番三号

成田鉄工株式会社

代表取締役　成田　知央

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

神奈川県大和市上和田二七六一番地

鈴栄運輸株式会社

代表取締役　鈴木　淳一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

静岡県富士市厚原字大石二一〇四番地の一

東洋レヂン株式会社

代表取締役　井出　健太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

静岡県浜松市中央区和合町一九三番地の一

フカヤ株式会社

代表取締役　深谷　充男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

京都市中京区烏丸通竹屋町上ル大倉町二一八番地

株式会社今與

代表取締役　今西　信隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

兵庫県加東市喜田五〇六番地の一

ヤシロコンポジット株式会社

代表取締役　本澤　正人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三十日

香川県坂出市大屋冨町一八二六番地の八

丸善工業株式会社

代表取締役　三谷　朋幹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙山知也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ScorePlus Three S Pte.Ltd.

日本における代表者　髙山　知也

債権申出の公告

当社は、平成九年十月二十七日付で破産手続開始決定により解散し、同破産手続は平成十二年三月十日付で廃止となりましたが、残余財産の清算のため、令和七年十二月十二日、京都地方裁判所（令和七年（ヒ）第三十九号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

京都府城陽市大字市辺小字石原一番地の一二

小山田金糸株式会社

代表清算人　弁護士　宮﨑　純一

連絡先　京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

広島県広島市西区商工センター二丁目一五―一

アスティ・フジ企業年金基金

清算人　宮川　晃幸

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年六月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

ウィーメックス株式会社確定給付企業年金

清算人　伊藤　聡

訂正公告

令和五年八月十日（号外第一六八号）掲載の第二期決算公告（枠組）中、株主資本「20,744」とあるは「20,727」、利益剰余金「△101」とあるは「△118」、その他利益剰余金「△101」とあるは「△118」、（うち当期純損失）「(26)」とあるは「(43)」、新株予約権「38」とあるは「54」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月六日（号外第一二五号）掲載の第三期決算公告（枠組）中、株主資本「20,740」とあるは「20,699」、利益剰余金「△105」とあるは「△146」、その他利益剰余金「△105」とあるは「△146」、（うち当期純損失）「(3)」とあるは「(28)」、新株予約権「38」とあるは「79」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十日（号外第一三八号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、株主資本「20,734」とあるは「20,668」、利益剰余金「△111」とあるは「△177」、その他利益剰余金「△111」とあるは「△177」、（うち当期純損失）「(5)」とあるは「(30)」、新株予約権「58」とあるは「125」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月三十日

東京都千代田区神田練塀町三番地

エネソルブホールディングス株式会社

（旧商号：サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社）

代表取締役　中川　操

取消公告

令和八年六月二十二日（号外第一三六号）掲載の（甲）株式会社前田商店、（甲）株式会社前田通商に係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみ取消します。

令和八年六月三十日

大阪市中央区瓦屋町一丁目一一番四号

株式会社前田商店

代表取締役　前田　要一

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一	四	終りから五～四	神戸市中央区柏生町１丁目２番１号　東成ビル４階　あいおい法律事務所	神戸市中央区海岸通８番地　神戸ビル７階　海都法律事務所

（原稿誤り）

令和八年六月十七日掲載の神戸家庭裁判所に係る令和八年（家）第四〇一二四号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中